

七ヶ宿町移住定住支援センター指定管理者募集要項

1. 施設の概要

施設の名 称 七ヶ宿町移住定住支援センター（以下「支援センター」という。）
施設の所在地 刈田郡七ヶ宿町字田中道上39番地2
施設の概要 別添のとおり
施設の見取図 別添のとおり

2. 申込資格

- (1) 町内に事務所若しくは事業所を有する法人であること。
- (2) 法人又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
 - カ 国税及び地方税を滞納していないこと

3. 申込期間及び受付時間

- (1) 申込期間
令和2年10月1日（木）から同年10月30日（金）まで
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時まで

4. 申込書類

(1) 申込書（様式1）

(2) 申込資格を有していることを証する書類

申込資格		書類の内容	
2 (1)	法人	・法人登記簿の謄本 ・団体の定款、寄附行為又はこれに相当する書類	
2 (2)ア及びイ	法人	不要	
2 (2)ウ及びエ		該当しない旨の申立書（様式2）	
2 (2)カ	国税及び地方	納税義務がある場合	納税証明書（この要項の配布開始日以降に交付されてもの）
	税	納税義務がない場合	

(3) 管理業務の計画書

(4) 管理に係る収支計画書

(5) 団体の経営状況を説明する書類

- ・前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）
- ・前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）
- ・現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体）

(6) 団体の活動内容等を記載した書類

- ・事業報告書（作成している場合のみ）
- ・役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

5. 選定基準

(1) 条例の設置目的を尊重し、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

(2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。

(3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

6. 管理の基準

支援センターを利用する者（以下「利用者」という。）の利便及び遊興に供

するため、次の管理基準を定める。

(1) 業務について

- ア 移住定住に関する相談支援業務
- イ 交流促進に関する事業及び情報発信業務
- ウ 移住促進のための飲食及び宿泊業務
- エ 支援センターの管理運營業務
- オ 支援センターの施設及び付属施設並びに備付物件の維持管理に関する業務
- カ その他、指定管理者が利用者の利便に供するため必要と認めた事業

(2) 営業期間について

指定管理者と町長が協議して定める。

(3) 利用料金について

- ア 利用料金制度の採用
支援センターにおいては、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用する。
- イ 利用料金の額
利用料金の額は、指定管理者が定めて町長の承認を得て決定する。

(4) 施設管理に伴う人員の確保及び資格について

- ア 相談業務の職員等を配置すること。
- イ 6(1)の業務を行うに当たり、必要となる資格の有資格者を配置すること。
- ウ 申込みの時点でイの資格を保有する職員等がない場合は、資格を取得すること。
- オ 従業員の配置については、できる限り町内から採用すること。

(5) 年度終了後に事業報告書を提出すること。

(6) その他

(1)から(6)以外については、町長と指定管理者が協議して決定する。

7. 管理業務

- (1) 支援センターを利用する者が安全に利用できるようにするための施設修繕、設備の点検、清掃、案内、秩序維持管理、入場の制限、衛生的環境の確保、火災・盗難などの事故、事件の予防等が図られるよう施設の維持及び管理を行うこと。
- (2) (1)の業務に付随する業務を行うこと。
- (3) 施設の使用、管理上の瑕疵によって生じた損害賠償については、指定管理者の責任となる。

8. 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、町長は取り消し又は停止を命ずることができる。この場合、指定管理者に損害が生じても賠償はしない。

9. 添付資料

施設の内容（備品台帳含む）

10. その他

(1) 申込みの撤回・申込書類の修正について

申込みの撤回・申込書類の修正はできない（軽微な修正を除く）。ただし、本町より書類の追加提出を求める場合がある。

(2) 申込者からの聴き取り調査について

必要に応じて、申込者から提出書類の内容について聴き取り調査を行う。詳細は後日連絡する。

(3) 選定結果等の公表について

申込書類及び選定結果については、公表する場合がある。

11. 申込書類の提出先

七ヶ宿町役場ふるさと振興課

〒989-0592 刈田郡七ヶ宿町関126

電話 0224(37)2194